

介 保 第 2 2 5 号
令和 7 年 1 月 8 日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様
各指定地域密着型サービス事業所管理者 様

奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課長

介護支援専門員の資格管理の徹底について

平素より、本県の福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、近年介護支援専門員証の有効期間が切れ、資格が失効してしまうといった相談が散見されます。資格を保有しない状態で業務に携わることは、介護支援専門員登録の消除処分となる可能性もあります。また、証を失効した者が行ったケアマネジメントに係る介護給付については、基準を満たさないものとして減算または全額返還の対象となります。

介護支援専門員証は、法令で5年間と有効期間が定められており、有効期間の更新には、国が定める研修の受講と、介護支援専門員証の更新手続きが必要です。

つきましては、事業所等において介護支援専門員証の有効期間の定期的な確認と管理を徹底されるようお願いいたします。

なお、現在令和6年度奈良県介護支援専門員更新研修受講希望調査を実施しており、令和9年までに有効期間満了を迎える方について調査表を郵送しています。令和10年に有効期間満了を迎える方についても、受講可能な研修がありますので別添を参考に計画的な受講勧奨をお願いいたします。受講希望調査の詳細は県ホームページに掲載しています。[<https://www.pref.nara.jp/22582.htm>]

奈良県福祉医療部医療・介護保険局
介護保険課介護計画係 担当：伊東 天野
〒630-8501 奈良市登大路町 30
TEL 0570-009-006 (ナビダイヤル)